

三島市医師会指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 三島市医師会指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者等の依頼に応じ、居宅サービス計画の作成等、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者の連絡調整、医療機関や介護保険施設の情報提供その他の便宜の提供を行うものとする。

2 事業所は市町村からの委託を受けた場合、要介護認定に係る訪問調査を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三島市医師会指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 三島市南本町4番31号(一般社団法人三島市医師会館内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員)・・・1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員・・・1人以上
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設、医療機関等の情報提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、祝祭日・8月15日～17日、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の内容や提供方法及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った居宅サービス計画の作成。
- (2) サービス事業所との連絡調整、医療機関や介護保険施設等への情報提供、地域包括支援、主治医との連携。
- (3) 居宅サービス計画に基づく請求業務等。

2 提供方法

- (1) 相談を受ける場所は事業所、利用者宅及び指定場所に訪問し行う。
 - (2) 訪問にて必要な情報収集を行い、フエースシートを作成、課題分析をし、利用者に必要なサービス計画を立てる。サービス事業所と連携調整を行う。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行った場合はそれに要した交通費を徴収する。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け取る事とする。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三島市内とし、近隣の市町村の区域の場合は検討する。

(研修及び健康管理)

第8条 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を1年に1回以上設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業者は感染予防に努め、1年に1回、健康管理を行う。

(秘密保持)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。事業所は利用者又はその家族の個人情報保護管理し、使用する場合は利用者又は家族の承諾を得る事とする。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護 虐待等の発生 防止のため 次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための委員会の設置 従業者に対する周知 研修の実施。

(2) 虐待を防止するための指針を整備する。

(3) 措置を適切に実施するため 担当者を設置する。

(感染症予防の取組み)

第11条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(事故発生)

第12条 介護支援専門員は訪問に際し、事故発生した場合、事実確認し、速やかに手順に沿って対応しなければならない。

(業務継続計画)

第13条 事業所は感染症や非常災害の発生において 利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し 当該業務計画に従い 必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに 必要な措置を講じるものとする。

3. 事業所は定期的に業務継続計画を見直し 必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第14条 指定居宅介護支援の提供に係わる利用者及び その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため 速やかに市町村 利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は提供した居宅介護支援に関し 介護保険法第23条の規定により 市町村が行う 文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ 及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導者または助言を受けた場合は 当該指導者または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに 国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第15条 三島市医師会医療介護連携委員会にて、事業計画、予算及び決算、運営規程、その他、事業所の運営及び利用者の生活向上に関わる事を討議する。運営会議は三島市医師会理事及び理事から指名された委員、事業所従業者で構成する。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は三島市医師会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、	平成11年	10月	1日	から施行する。
	平成18年	4月	1日	
	平成18年	10月	2日	
	平成21年	4月	1日	
	平成21年	10月	14日	
	平成26年	3月	1日	
	平成29年	8月	1日	
	平成30年	3月	1日	
	令和3年	5月	1日	
	令和4年	7月	1日	
	令和7年	4月	1日	改正